

函 子 子

令和4年7月28日

報道機関各位

子ども未来部子育て支援課長

函館市子育て世帯物価高騰等緊急給付金の申請受付開始に係る
報道依頼について

このことについて、報道方よろしくお願いたします。

記

- 1 給付金の名称 函館市子育て世帯物価高騰等緊急給付金
- 2 給付の内容等 国の制度である「令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金」の支給対象とならない子育て世帯に対し、本市独自の給付金として児童1人あたり2万円を給付するもの。（制度概要は別紙のとおり）

子育て支援課
電話 21-3273

函館市子育て世帯物価高騰等緊急給付金支給事業の概要

1 趣旨（目的）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなかで、食費等の物価高騰に直面する子育て世帯に対する支援を行うため、国の子育て世帯生活支援特別給付金の支給の対象とならない子育て世帯を対象に、子育て世帯物価高騰等緊急給付金を支給する。

2 対象児童

令和4年3月31日時点で18歳未満の児童

（一定の障がいのある児童は20歳未満）

※令和4年4月1日以降令和5年2月28日までに生まれた新生児も対象となる。

3 支給対象者

対象児童を養育し、令和4年3月31日現在函館市に住民登録があり、令和4年度分（令和3年收入）の市町村民税均等割が課税となっている方で、以下の（1）から（4）のいずれかに該当する方。ただし、本市または他の市町村等から、国の子育て世帯生活支援特別給付金を受け取っていた場合は対象者としません。

- （1）令和4年4月分の児童手当（特例給付を含む。）を本市から受給している方
- （2）令和4年4月分の児童手当（特例給付を含む。）を受給している公務員で、令和4年3月31日（以下「基準日」という。）現在において、函館市に住民登録がある方
- （3）令和4年4月分の特別児童扶養手当を受給し、基準日現在において、函館市に住民登録がある方
- （4）基準日（令和4年4月1日以降に出生した児童を養育する場合は、当該児童の出生日。）現在において、函館市に住民登録があり、かつ、平成16年4月2日（特別児童扶養手当が所得制限により支給されていない場合は、平成14年4月2日）から令和5年2月28日までに出生した児童（配偶者を有する者を除く。）を養育する方

4 給付額

児童1人当たり 2万円

5 申請方法および添付書類

次のいずれかの方法による。

- ・市ホームページ等からの電子申請による方法
- ・申請書等を郵送または市窓口へ持参して提出する方法

※添付書類

- ・本人確認書類（運転免許証等）の写し
- ・給付金受取口座のキャッシュカード等の写し
- ・その他，確認に必要な書類

6 申請時期

令和4年8月1日（月）から令和5年2月28日（火）

7 支給予定日

令和4年8月下旬以降順次支給を予定

※準備が整い次第，速やかに支給開始予定